

弘前大学 GPA に関する要項

(平成 28 年 12 月 5 日学長裁定 第 87 号)

(目的)

第 1 この要項は、国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）の学部におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定め、教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、履修指導、学習支援等に資することを目的とする。

(評価等)

第 2 学生が履修した授業科目の成績の評語及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語	評点	合否種別	GP
秀	100点～90点	合格	4
優	89点～80点		3
良	79点～70点		2
可	69点～60点		1
不可	59点～0点	不合格	0

(GPA の算定)

第 3 各学期の GPA（以下「学期 GPA」という。）及び累積の GPA（以下「累積 GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{修得した科目の総単位数}}$$

(対象授業科目等)

第 4 本学で開講するすべての授業科目を GPA の対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、既修得単位の取扱いで、本学で開講する授業科目への単位認定結果が評語又は評点の付与を伴わない場合は、GPA の対象外とする。

(履修取りやめ等の取扱い)

第 5 定められた期限までに履修の取りやめの手続きを行ったものは、GPA には算入しない。取りやめの手続きをせずに、履修を放棄した科目については GP を 0 とし、学期 GPA に算入するが、累積 GPA には算入しない。

(再履修等における GPA の取扱い)

第6 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価、並びに再履修の結果の不合格評価については、累積 GPA には算入しない。ただし、学期 GPA にはそれぞれ算入する。

(GPA の通知)

第7 GPA は、成績通知表配布時に学生へ通知する。

(GPA の活用)

第8 GPA は、学期 GPA を学生指導等に、累積 GPA を学生の推薦や就職活動等に活用するものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、GPA の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度前期の成績から適用する。